

# 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

---

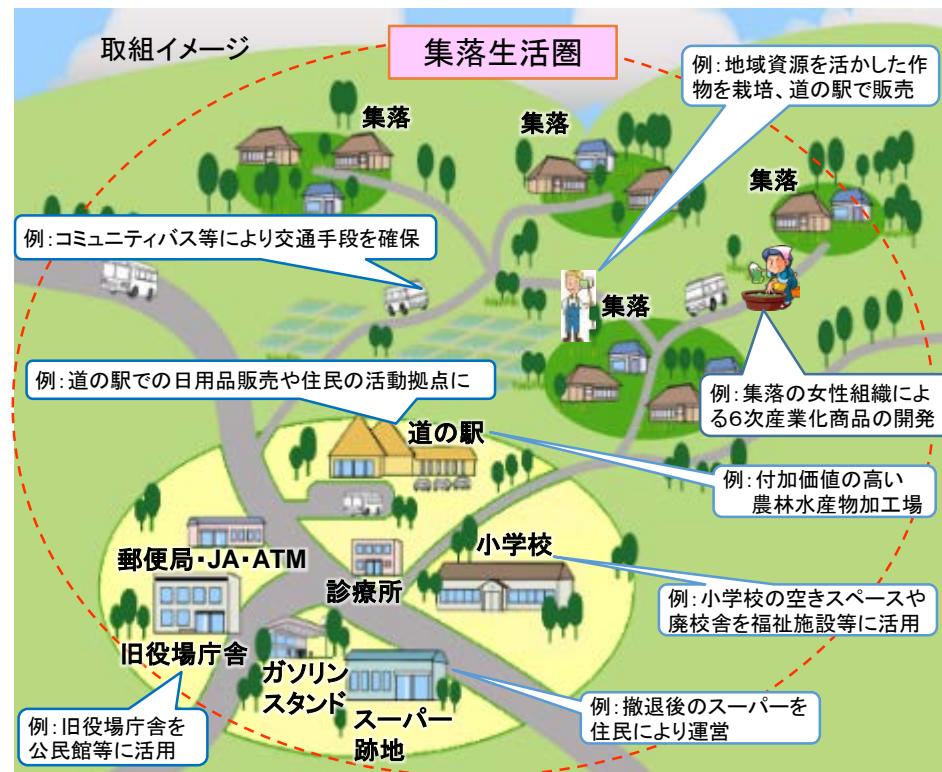
令和2年7月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

# 「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- 2024年度までに小さな拠点を全国で1,800箇所(2019年度:1,181箇所)形成し、うち地域運営組織が形成されている比率を90%(2019年度:86%)とすることを目指す。

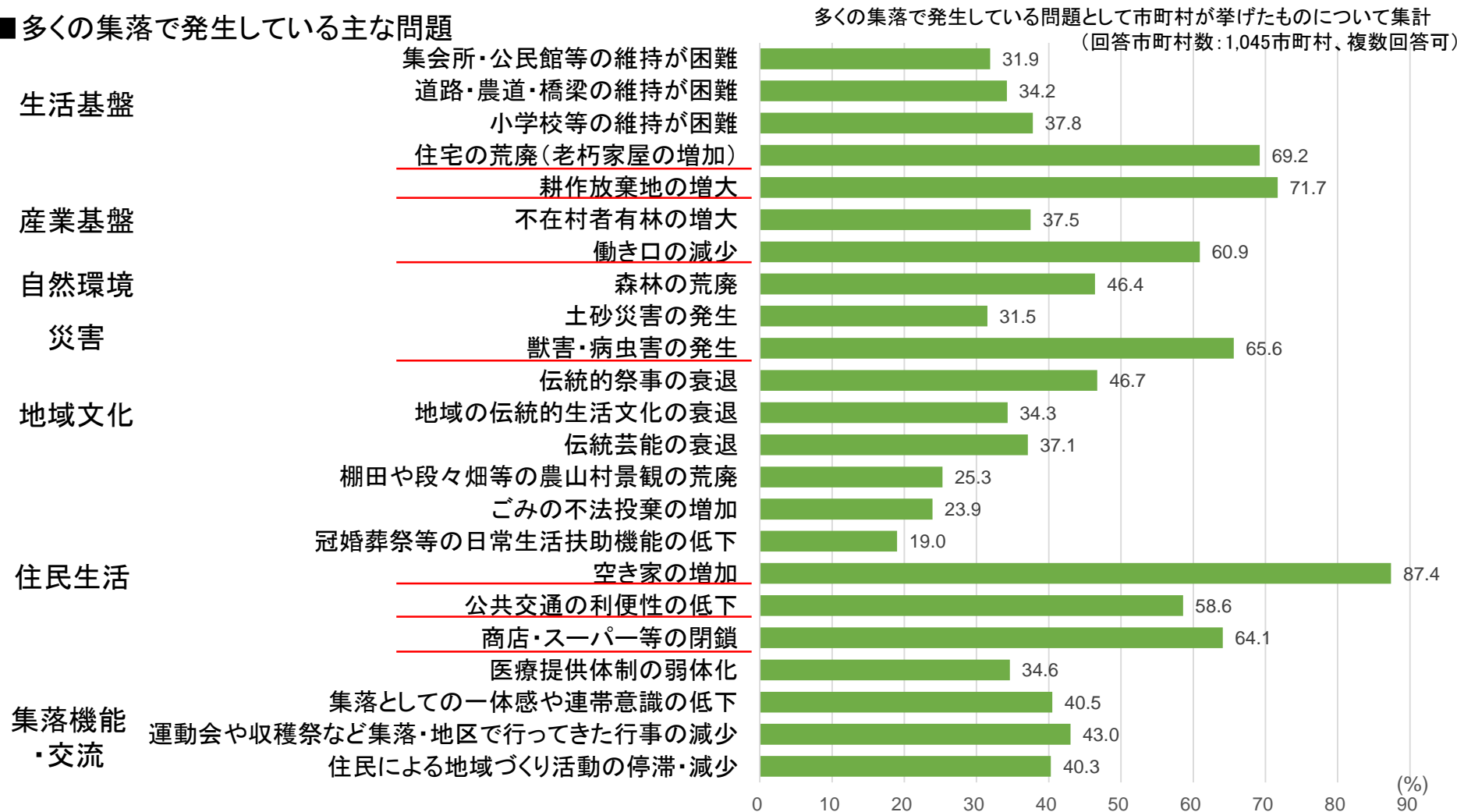


中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

# コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

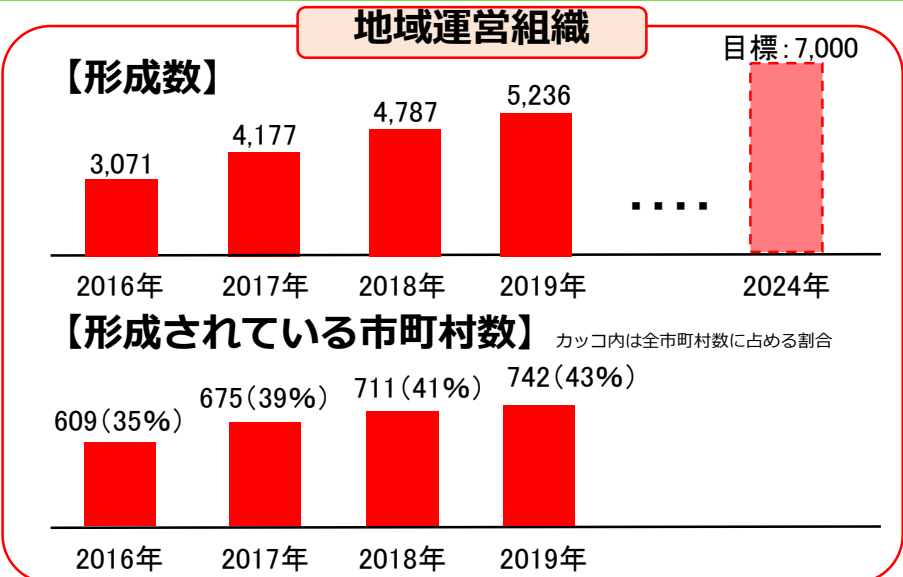
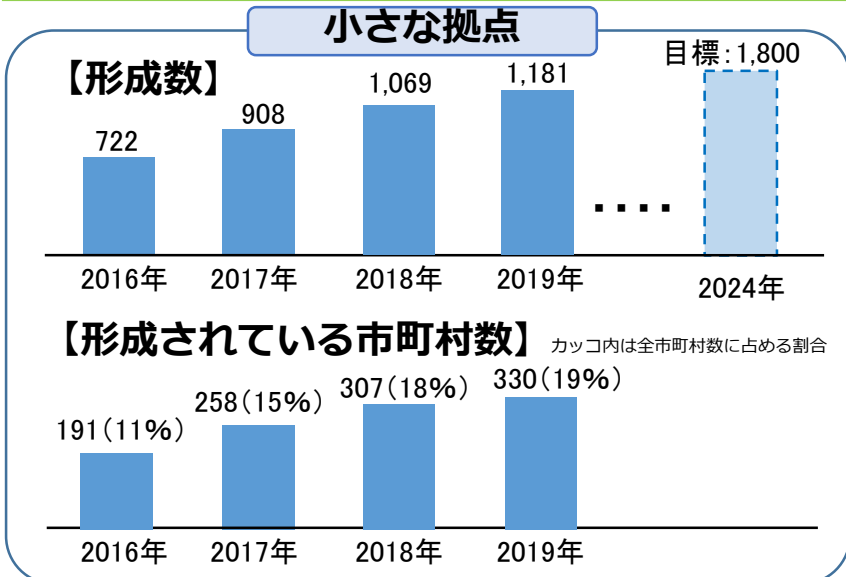
## ■ 多くの集落で発生している主な問題



出典:「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(令和2年3月国土交通省、総務省)

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk3\\_000010.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html)

# 全国における小さな拠点・地域運営組織の形成状況



		過疎関係市町村※(817)	非過疎市町村(924)	合計(1,741)
小さな拠点	市町村数	239 (過疎関係市町村の29%)	91 (非過疎市町村の10%)	330 (全市町村の19%)
	形成数	937	244	1,181
地域運営組織	市町村数	376 (過疎関係市町村の46%)	366 (非過疎市町村の40%)	742 (全市町村の43%)
	形成数	2,473	2,763	5,236

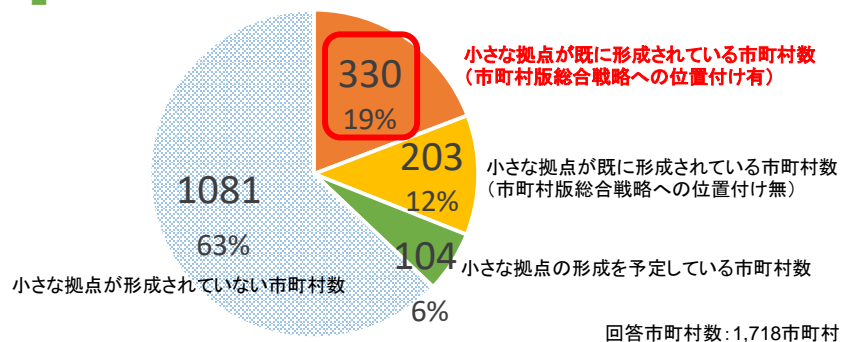
※過疎関係市町村…過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項(全域過疎)、第33条第2項(一部過疎)、第33条第1項(みなし過疎)で規定された市町村(平成29年4月時点)

出典: 令和28年度～令和元年度 小さな拠点の形成に関する実態調査(内閣府地方創生推進事務局)、  
令和元年度 地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(総務省地域力創造グループ地域振興室)、  
平成28年度～平成30年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書(総務省地域力創造グループ地域振興室)、  
過疎地域市町村等一覧(平成29年4月1現在)(総務省HP)を基に内閣官房作成

# 小さな拠点づくりに関する実態（内閣府調査）

- 回答のあった市町村のうち、約31%にあたる533市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は330市町村（約19%）あり、**全国で1,181箇所**（2018年度：1,069箇所）の小さな拠点が形成
- 1,181箇所のうち、86%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

## 小さな拠点の現況



## 小さな拠点における地域運営組織の現況

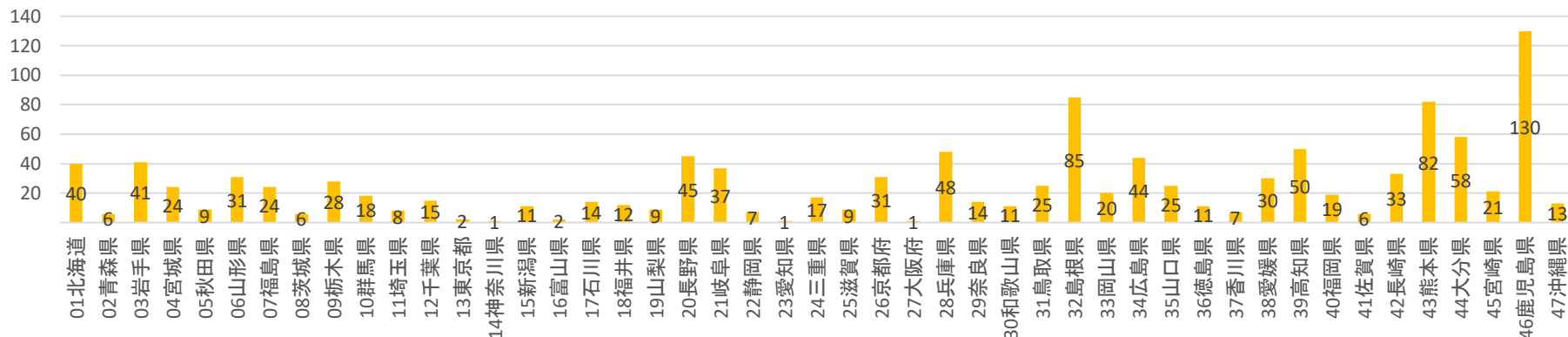
（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所について集計）

### 地域運営組織の有無



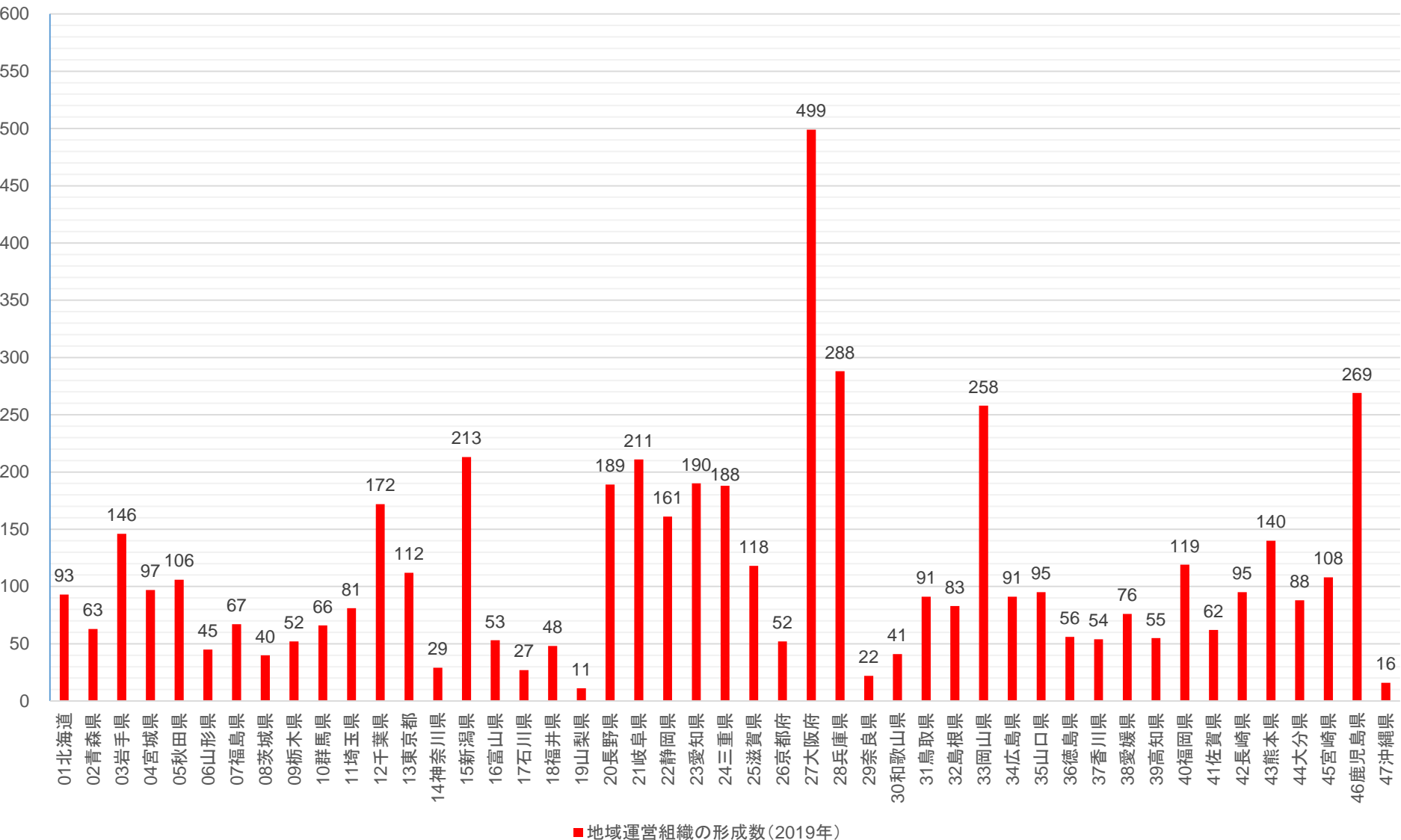
## 都道府県別の小さな拠点の形成状況

（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所の内訳）



出典：内閣府「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」（令和元年9月） [https://www.cao.go.jp/regional\\_management/about/chousa/2019/index.html](https://www.cao.go.jp/regional_management/about/chousa/2019/index.html)

# 都道府県別 地域運営組織の形成数



■ 地域運営組織の形成数(2019年)

出典：地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(令和2年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室)を基に内閣官房作成

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

②魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

地域住民自らによる主体的な地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行う組織である地域運営組織の形成を促すとともに、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成を促進する。その際、「小さな拠点」や地域運営組織の形成を進めるに当たっては、人口減少や高齢化を踏まえ、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワーク機能の強化、郵便局や農業協同組合など地域内外の多様な組織との連携を促進するとともに、関係人口の創出・拡大の取組と連携するなど、総合的かつ分野横断的な展開を図る。

【重要業績評価指標】

■ 「小さな拠点」の形成数：1,800箇所（2024年度）

■ 「小さな拠点」の形成数に対する地域運営組織が形成されている比率 90%（2024年度）

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

(3) 地域コミュニティの維持・強化

地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援する。

【重要業績評価指標】

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）

■生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に  
取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）



### 第3章 各分野の政策の推進

#### 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

##### （1）活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

###### ①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

地方都市生活圏においてはコンパクト・プラス・ネットワーク等の推進や、地域交通の維持・確保に取り組むとともに、集落生活圏においては小さな拠点の形成等を推進することで、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保し、訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくる。

#### 【具体的取組】

##### (b)魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

・地域の自立共助の運営組織の形成や「小さな拠点」の更なる形成拡大と質的向上を目指し、事例集やポータルサイトの活用、遠隔でも参加できる関係人口の参画などの取組を支援する。また、コンパクトシティ施策の取組とも整合性を図りつつ、周辺地域とネットワークで結ぶ基幹地域においてモデル的な「小さな拠点」事業の効率的な実施を推進するため、既存施設を活用した生活機能の集約に係る改修等を支援する。さらに、地域の特性を活かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立など分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局地域交通課、国土政策局地方振興課、海事局内航課）

・過疎地域をはじめとした条件不利地域において、「小さな拠点」の形成に向けて、住民の生活支援やなりわいの創出を支援するとともに、優良事例を周知する。また、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の期限切れを控え、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、その持続的発展を目指す新たな過疎対策に取り組む。

（総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室、厚生労働省老健局振興課）

・「道の駅」第3ステージとして、子育て応援施設や外国人観光案内所などの福祉、観光等に関する機能や広域的な復旧・復興活動の拠点としての防災機能を強化することにより、地方創生を推進する。

（国土交通省道路局企画課）

・地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が農業協同組合などの地域の事業者団体と連携しつつ地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

（内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、中小企業庁経営支援部経営支援課）

・郵便局と地方公共団体等との連携を促進する一環として、ICTを活用した事例の全国展開を推進し、新たな分野における地域課題解決の事例を創出する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課）

# 小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

## 中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2024年度までに全国で、

- ・「小さな拠点」を1,800箇所(2019年度 1,181箇所) 形成
- ・うち、地域運営組織が形成されている比率を90%( 2019年度 86%)とすることを目指す。

### 情報支援 ~取組効果の見える化、優良事例の横展開~

- ・「小さな拠点」づくりの手引きの発行
- ・地域運営組織の法人化促進ガイドブックの発行
- ・小さな拠点情報サイトの開設・運営
- ・地方創生事例集(小さな拠点・地域運営組織版)の作成  
など

### 人材支援 ~担い手となる人材の育成を図る~

- ・全国フォーラム、ブロック別研修会の開催
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会(全国キャラバン)の開催
- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成  
など

### 財政支援 ~各省予算や地方財政措置、税制措置により総合的に支援~

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

- 【主な予算措置】(令和2度予算)
- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)  
特定地域づくり事業推進交付金(5億円)
  - ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
  - ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成  
推進事業(0.6億円)
  - ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

#### 【主な地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用等に対する地方交付税措置
- ・集落支援員の設置に要する経費、集落点検の実施や集落のあり方についての話し合い等に要する経費に対して特別交付税を措置

#### 【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

## 中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕 地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、一定額を総所得税から控除する特例措置

### 【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

### 【制度概要】

#### 株式会社による小さな拠点形成事業の実施

##### 生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）



株式会社長谷（兵庫県神河町）



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）



株式会社大宮産業（高知県四万十市）



**寄附金控除の対象**

「対象企業への出資額－2,000円」を  
その年の総所得額から控除

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

※ 適用期限の2年間延長（令和4年3月31日まで）

# 小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村）

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



## 地方創生拠点整備交付金の活用 (H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

## 小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- ・村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- ・その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- ・平成30年3月(203名から8,980千円の出資)、平成30年8月(44名から7,110千円の出資)の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

### 効果

- ・ 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- ・ 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- ・ 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

## 人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン者の障害

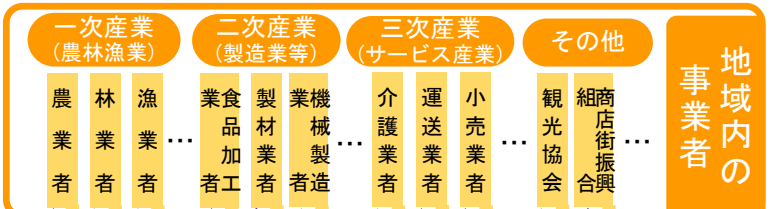
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

## 制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）  
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合  
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等  
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能  
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）  
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律〈令和2年6月4日施行〉

## 人口急減地域



特定地域づくり事業  
組合員の事業に従事

出資  
賦課金負担

料金

地域づくり人材

給与支給  
所得の安定  
社会保障の確保

特定地域づくり事業協同組合  
= 地域づくり人材のベースキャンプ

地域内の若者等

地域外の若者等

## 都道府県

### 市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が助成
- 市町村助成の1/2に国交付金  
※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- 国交付金の対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
  - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
  - 事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度国予算 5億円  
＜1組合当たりの財政支援のイメージ＞

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2  
利用料金収入1,200万円

1/2  
市町村助成1,200万円  
うち、国交付金600万円  
市町村負担分600万円  
うち、特別交付税措置  
300万円

認定

財政支援

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

「小さな拠点」に関する取組やそれを支援する中間支援組織の活動など、地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染症に関連した効果的な事業であれば、臨時交付金を活用していただくことが可能です。(臨時交付金HP: <https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/index.html>)



## ◆ 活用事例集

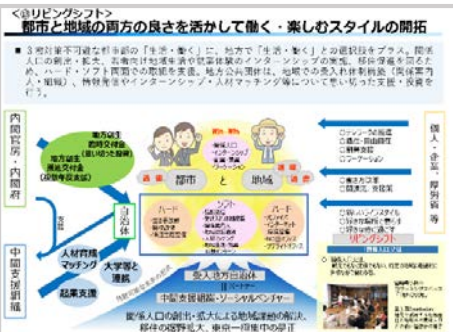
事業実施の検討の参考用として、活用事例集を上記HPに掲載しております。

「小さな拠点」に関する取組も含め、地域運営組織、中間支援組織、NPOなど、幅広く例示しています。  
※P. 10に支援対象者別の索引を添付しています。



## ◆ 「新たな日常」に対応するための政策資料集（未来構想20）

「地域未来構想20」では、医療・教育・農業・地域交通などの分野やリビングシフト、ハートフル、地域商社など、あわせて20の政策分野への投資の必要性に関して、新しい生活様式等に向けた前向きな投資の取組の一例を例示しています。



# 「小さな拠点」づくり ブロック別会議

令和元年度は、全国5ブロックで、それぞれテーマを定めて開催

○小さな拠点×福祉@広島

○小さな拠点×地域交通@仙台

○小さな拠点×郵便局@福井

○小さな拠点×生活協同組合@札幌

○小さな拠点×JA@大分

※大分会場は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止



# 「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（平成30年度）

平成31年1月29日、AP浜松町において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。

フォーラムでは、約230名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取組の紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論。



【主催】内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進事務局  
 【共催】総務省／農林水産省／国土交通省 【後援】全国市長会／全国町村会

## 平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

このたび、「小さな拠点」及び「地域運営組織」の取組のさらなる深化に向けて、全国の関係者(自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等)の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、昨年度と同様に全国フォーラム『平成30年度「小さな拠点」づくり 全国フォーラム 地方創生・小さな拠点学校』を開催いたします。

関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

### ■ 全国フォーラム 開催概要

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民等、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方であれば、どなたでも参加可能です

開 催 地：AP浜松町 地下1階

開 催 時 間：平成31年1月29日(火) 13:00～17:00(受付12:30～)

定 員：300名程度(先着順)

参 加 費：無料

参加  
無料

### ■ プログラム

時 間	内 容
13:00～14:20	<b>◆第一部 全体セッション</b> 主催者挨拶 基調講演「生きる仕組みづくりに挑戦する六つの集落活動センター～考え方を変えよう～」 前高知県橋原町長 矢野 富夫 氏 セッショントーク「つまずきポイント」と解決の工夫 ファシリテーター：明治大学 小田切 先生
14:20～14:35	休憩(移動)
14:35～16:15	<b>◆第二部 分科会</b> ※分科会は各部屋に分かれておこないます(詳細は裏面参照)
16:15～16:25	休憩(移動)
16:25～17:00	<b>◆第三部 総括セッション</b> 分科会からの発表、まとめ

※プログラムは変更となる可能性がありますことをご了承ください。



# 「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（連携推進）（平成30年度）

平成31年3月16日、大手町サンケイプラザにおいて全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校～文化祭～」を開催。

郵便局、JA、福祉、公民館など地域で活動する多様な組織による発表や参加者間の交流、ブース展示などを実施。



平成30年度「小さな拠点」づくり連携推進フォーラム

## 地方創生・小さな拠点学校 ～文化祭～

2019年3月16日(土)

13:00～17:00 (受付12:30～)

@大手町サンケイプラザ



主催：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局

基調講演・コーディネーター：

島根大学 作野 広和 教授

発表団体：

日本郵便(株)、全国農業協同組合中央会(JA全中)、  
(公財)さわやか福祉財団、全国公民館振興市町村連盟、  
おきたまネットワークセンター【中間支援組織】、  
小規模多機能自治推進ネットワーク会議【地方公共団体】、  
躍動と安らぎの里づくり鍋山【地域運営組織】

ブース出展団体：

一般財団法人 地域活性化センター、一般財団法人  
地域総合整備財団(ふるさと財団)、日本財団CANPAN、  
日本政策金融公庫、わたしのマチオモイ帖制作委員会、  
特別区長会、内閣府地方分権改革推進室

# 「小さな拠点」づくり 全国フォーラム（令和元年度）

令和元年度については、令和2年3月16・17日の2日間、TKPガーデンシティ渋谷において全国フォーラム「地方創生 小さな拠点学校」の開催を計画。

※ただし、開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。なお、掲載可能な資料についてはHPに掲載。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/r020316forum.html>

令和元年度「小さな拠点」づくり全国フォーラム

2020年2月25日版

## 『地方創生 小さな拠点学校』

人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となった「地域運営組織」や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワーク構築等による「小さな拠点」の形成が全国各地で進められています。

「小さな拠点」づくりを進める上では地域住民の主体的な活動が重要ですが、特に人口減少等が厳しい地域においては担い手不足が大きな課題となっていることから、地方公共団体や地域住民のみならず、地域に根差した多様な組織と連携・協働していくことも重要と考えます。

今年度は、多様な組織と地域との連携・協働をテーマに、2日間にわたって『地方創生 小さな拠点学校』を開催いたします。関係者のみなさまのご参加をお待ちしております。

日 時：1日目 令和2年3月16日（月）13:30～17:30（受付：13:00～）

2日目 3月17日（火）9:30～12:30（受付：9:00～）

会 場：TKP ガーデンシティ渋谷 4階

東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル（渋谷ヒカリエ南東隣）

対 象：地方公共団体、中間支援組織、大学関係者、NPO、地域住民、郵便局・JA・社会福祉・地域交通・生活協同組合の関係者、小さな拠点及び地域運営組織の形成や運営についてご関心のある方など、どなたでも参加いただけます。

定 員：300名（先着順）

参加費：無料 ※事前申込制

## プログラム

### ■第1日目：「地方創生 小さな拠点学校」

時間割	内容
13:30～13:40	開会・あいさつ
全校集会 13:40～15:25	<b>■基調講演</b> ・前高知県梶原町長 矢野富夫先生 『梶原町の6つの小さな拠点の生きている仕組みづくり』 ・（一社）筆甫地区振興連絡協議会（宮城県丸森町） 吉澤武志先生 『災害時に発揮された地域力から考える地域運営組織の可能性』 <b>■セッショントーク</b> コーディネーター：明治大学 小田切徳美先生 『もう一度問う、なぜ「小さな拠点か」』 ・分科会講師
授業・演習 15:40～17:30	<b>■分科会</b> ・1組 明治大学 小田切徳美先生 『小さな拠点をどうつくるか－段階性と多様性；梶原町から学ぶ－』 ・2組 島根大学 作野広和先生 『多様な主体の参画による小さな拠点の構築』 ・3組（特非）都岐沙羅パートナーズセンター 斎藤主税先生 『住民の主体性を育む「ワガコト化」のコツ』 ・4組（一財）明石コミュニティ創造協会 柏木登起先生 『多様な主体と協働でつくる地域運営組織の形成・運営方法』 ・5組（一社）筆甫地区振興連絡協議会（宮城県丸森町） 吉澤武志先生 『どうつくる？多様な個人・団体を巻き込む地域運営組織』 ※お申込時に、参加を希望する分科会を第3希望まで選択いただけます。先着順で受け付け、第2、第3希望となる場合には、ご連絡させていただきます。
放課後 17:30～18:00	参加者同士の交流（自由参加）

### ■第2日目：「地方創生 小さな拠点学校」～文化祭～

時間割	内容
9:30～9:40	開会・あいさつ
9:40～10:10	<b>■講演</b> ・島根大学 作野広和先生 『みんなでつくる小さな拠点と地域運営組織』 ・わたしのマチオモイ帖制作委員会 山本あつし先生
10:10～11:10	■ブース展示・発表
11:10～12:25	<b>■セッショントーク</b> コーディネーター：島根大学 作野広和先生 ・日本郵便(株) ・全国農業協同組合中央会（JA 全中） ・（公財）さわやか福祉財団 ・（一社）日本カーシェアリング協会 ・日本生活協同組合連合会
12:25～12:30	閉会・あいさつ

※プログラムは変更になる可能性がありますことをご了承ください。

# 具体的な取組 「小さな拠点」づくり事例集 ～取組概要と形成プロセス～

各地域が時間をかけて発展させてきた「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成プロセスについて、より一層の理解を深められるよう、各地区の事例について、その取組概要とともに、取組を始めたきっかけや取組が発展していく過程などをいくつかのステップに分解し、一連のプロセスとして整理。



平成31年3月 発行

## 【掲載事例：20地区】

店っこくちない(岩手県北上市)、ひっぽのお店 ふでいち(宮城県丸森町)、吉島地区交流センター(山形県川西町)、瀬替えの郷せんだ(新潟県十日町市)、南信州とよおかマルシェ(長野県豊丘村)、くんま水車の里(静岡県浜松市)、コミュニティうきさとみんなの店(三重県松阪市)、奥永源寺溪流の里(滋賀県東近江市)、ムラの駅 たなせん(京都府南丹市)、村営ふれあいマーケット長谷店(兵庫県神河町)、川上村ふれあいセンター(奈良県川上村)、東西町コミュニティセンター(鳥取県南部町)、はたマーケット(島根県雲南市)、あば商店(岡山県津山市)、きらめき広場哲西(岡山県新見市)、川西郷の駅いつわの里(広島県三次市)、ほほえみの郷トイ(山口県山口市)、農村交流施設森の巣箱(高知県津野町)、集落活動センター(高知県梶原町)、宇佐市地域交流ステーション(大分県宇佐市)

## 見開き2ページ構成

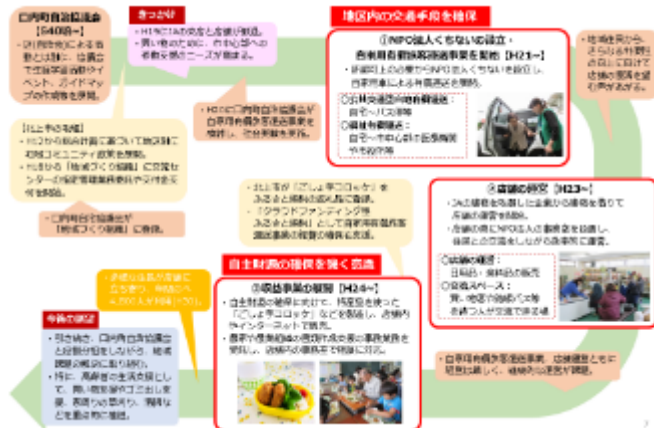
## 1ページ目：事例の概要

**事例No.01** <岩手県北上市内町>「店っこくちない」

○日用品や食料品を販売する店舗の開設によって、買い物目的とした市中心部への移動距離のニーズが高まったことから、「NPO法人くちない」を設立して自家用有償客運事業を開始。その後、店舗を開設させ、特産品の販売・販売先によって収益性を高めながら持続的に運営。○店舗は路線バスの停留所にもなっており、さらに店舗内に交流スペースを設けたり、農家の必要書類の作成支援を行ったりすることで、多様な地域住民が店舗に足を運ぶ機会を提供し、交流の拠点となっている。

地域状況	取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口1,510人、493世帯 高齢化率44% (H30)</li> <li>北上市の中心から約10km離れた市の東部に広がる山あいの地区</li> <li>市中心部まで距離(又はあるが、平日のみ運行で4往復)</li> <li>H19(1)の交付と店舗が開設し、買い物目的とした市中心部への移動距離のニーズが高まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>自家用有償客運事業の運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○登録ドライバー11人で、自家用有償客運事業を開始。</li> <li>○公共交通と自家用客運 (自家用バス等)</li> <li>○利用料金：1回100円</li> <li>○備付金確保(自宅→市中心部の店舗間や市場等)</li> <li>○利用料金：1回800→1,200円</li> </ul> </li> <li><b>日用品販売の店舗「店っこくちない」の運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗、地域住民で日用品・食料品販売店舗を運営し、農産物やみそなどの産物品を販売、生活上の不便さを解消。</li> <li>○路線バスと自家用有償客運事業を連携する間に、地域住民が交流できるよう、NPOの法人の事務所と交流スペースを確保。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>市の地域コミュニティ取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H12から本格的に地域コミュニティ取組に着手</li> <li>組合計画において地域住民との協議の下で「地区計画」を必要づけ</li> <li>H18から公民館を交流センターとし、「地域づくり組織」にその運営管理委員と交付金の交付を開始(自治体側では、544世帯に設立された市内自治協議会が地域づくり協議会を設立)</li> </ul>	<p><b>特産品の販売・販売</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特産品として「芋」を用いた「ごしょ芋コロッケ」を開発・販売。</li> <li>○市のふるさと納税店に「ごしょ芋コロッケ」が登録され、その収益で店舗運営等の経費を賄う。</li> </ul>
<p><b>運営体制</b></p> <p>北上市 → 運営支援</p> <p>公民館自治協議会 → NPO法人くちない → 交流</p> <p>地区交流センターの施設提供 ・公民館イベントの開催</p> <p>町会住民 → NPO法人くちない → 交流</p> <p>・NPO法人くちない ・NPO-NETサポート など</p>	<p><b>主な取組の経緯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形県生づら地域会(林野庁、H20)</li> <li>販売先確保(産物)</li> <li>(専任職員、H22)</li> <li>公民館によるまちなか再生事業に関する調査研究事業(専任職員、H24)</li> <li>暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究にかかわるモデル事業(専任職員、H25)</li> </ul>

## 2ページ目：形成プロセス



# 栃木県大田原市須佐木地区の事例

## 取組の概要

- 地区唯一の食料品店とガソリンスタンドが令和2年2月に閉店。  
地域住民のみならず、古くからの地域の拠所である寺院「雲巖寺」(老師:原宗明氏)を中心に、郵便局や学校等の多様な関係者の協働により、「小さな拠点」づくり事例集を参考に、僅か4ヶ月余りで「小さな拠点」:食料品店とガソリンスタンドがオープン。
- 運営会社(株式会社かなめ)は、店舗開発経験のあった副住職・高憲氏が代表に就き、地域住民の出資、県と栃木県よろず支援拠点の財政・技術支援を得て設立。店長には元地域おこし協力隊員の細田氏が就任。



開店セレモニーで原宗明老師は、「買い物できる場所がなくなつてはこの地域がつぶれてしまう、地域をつぶす訳にはいかない!と考えた。」と、店舗再生に協力した理由を語った。



写真提供: 下野新聞社

高憲氏は飲食店舗開発経験を活かし、陳列方法や地元商品の販売、休憩スペース等に工夫を凝らす。

### 地域の方の声:

10km先のスーパーだとアイスは帰る途中で溶けてしまうので買えなかった。これからはいつでも食べられます。



# 「小さな拠点」づくり ～PR動画～

「小さな拠点」づくりを紹介する動画を作成しました。

※いずれも90秒と短時間にまとめておりますのでぜひ一度ご覧ください。



## 「小さな拠点」づくり ～拠点交流編～

生活サービス機能が集約された  
「拠点」づくりのメリットについて、  
・きらめき広場哲西（岡山県新見市）  
・あいの里まつばら（高知県梶原町）  
を紹介。



<https://youtu.be/fPFcny-slno>



## 「小さな拠点」づくり ～地域運営組織編～

住民自らが生活サービスを支える  
「地域運営組織」の取組について、  
・さとのみせ（高知県土佐町）  
・躍動と安らぎの里づくり鍋山、  
（株）コミケア（島根県雲南市）  
を紹介。



<https://youtu.be/vFQXKSs8Gts>

# 地域活性化伝道師について

地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し、指導・助言などを行っていただく制度です。

登録者数：386名（令和2年4月1日現在）

## ○地方公共団体による招へい及び相談等

地域活性化伝道師の活用にあたって、事務局による支援を必要としない地方公共団体は、事務局のウェブサイトから自らの課題の解決に向けた取組に適した地域活性化伝道師を選び、直接連絡を取ることで、招へい及び相談等を行うことができる。

## ○内閣府地方創生推進事務局による派遣

地域活性化伝道師の活用が、地域活性化に大きく寄与すると見込まれるにもかかわらず、地方公共団体はその経費を負担することが困難である場合は、地方創生推進事務局が謝金及び旅費を負担し、地域活性化伝道師を派遣することができる。

「小さな拠点」に関する派遣をご検討されている地方公共団体は、下記までご連絡ください。

(TEL : 03-5510-2457、MAIL : e.chiisanakyoten.i7d@cao.go.jp)

# 日本カーシェアリング協会とは…？

スタッフは19名(パート12名)、  
車両は**231台!**



## 寄付車で作るやさしい未来

(寄付で集めた車を使って**持続可能な共助の社会**を作る)

カーシェアで  
楽しみながら支え合う  
地域をつくる

災害の時、車で  
困らない地域をつくる

車を貸すことで  
人と地域を元気に

『コミュニティ・カーシェアリング』

『モビリティ・レジリエンス』

『ソーシャル・カーサポート』



Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.  
All rights reserved.

# 支え合う地域を作る『コミュニティ・カーシェアリング』

## 特徴その1 目的は「支え合う地域づくり」



乗り合いで買物



外出支援



旅行



地域活動への協力



個人利用



防災訓練



おちゃっこ



柔軟に！楽しいサークル活動！  
気が付けば移動も解決！  
おちゃっこが中心（拠点）

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.  
All rights reserved.



# 支え合う地域を作る『コミュニティ・カーシェアリング』

## 特徴その2 **ルールと役割を決めて、自分たちで運営する**



次はどこに行く？

ボランティアドライバーは  
ご近所さん



こんな時、  
どうする？

前日の予約は  
やめておこうね。

買い物ツアーは  
いつにする？



**定期的**に開催するお茶っこでルールを作り上げていく

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.  
All rights reserved.

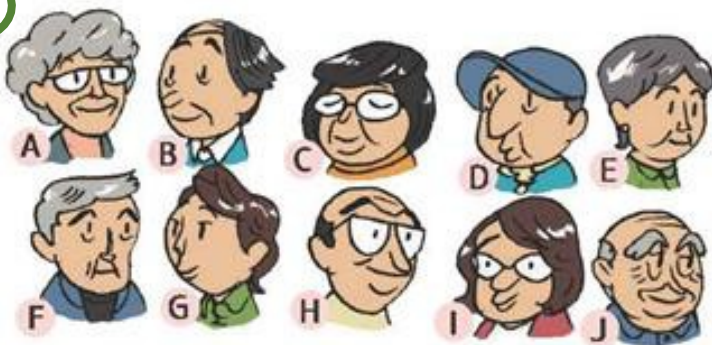
# 支え合う地域を作る『コミュニティ・カーシェアリング』

## 特徴その3 経費実費を平等に分担する仕組み

### 経費

- ・車両維持費
- ・燃料代
- ・各種手当（送迎の対価以外）

使った割合  
だけ負担。



不足の場合  
お出かけで  
財源も確保



定期的にご利用状況と収支を確認し、足りなければ楽しい企画！

Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.  
All rights reserved.

# 『コミュニティ・カーシェアリング』実践グループ紹介

※2019年1月末時点

吉野町カーシェア会  
(51名・76歳)



新西前沼カーシェア会  
(70名・73歳)



門脇カーシェア会  
(43名・74歳)



中央カーシェア会  
(26名・76歳)



準備中

浪江町



大山町



倉吉市



不動町カーシェア会  
(22名・77歳)



渡波カーシェア会  
(35名・77歳)



三ツ股カーシェア会  
(34名・72歳)



石巻以外

葛川イキイキサークル  
(大津市)



林際カーシェア会  
(南三陸町)



新立野カーシェア会  
(19名・75歳)



山下南カーシェア会  
(70名・75歳)



大門町カーシェア会  
(15名・72歳)



小鳥の森カーシェア会 (岡山市) 永江支え合いカーシェアクラブ (米子市) 助け英田しちやろう会 (美作市)



15地域、400名以上の方々（平均年齢75歳※石巻）が取り組む

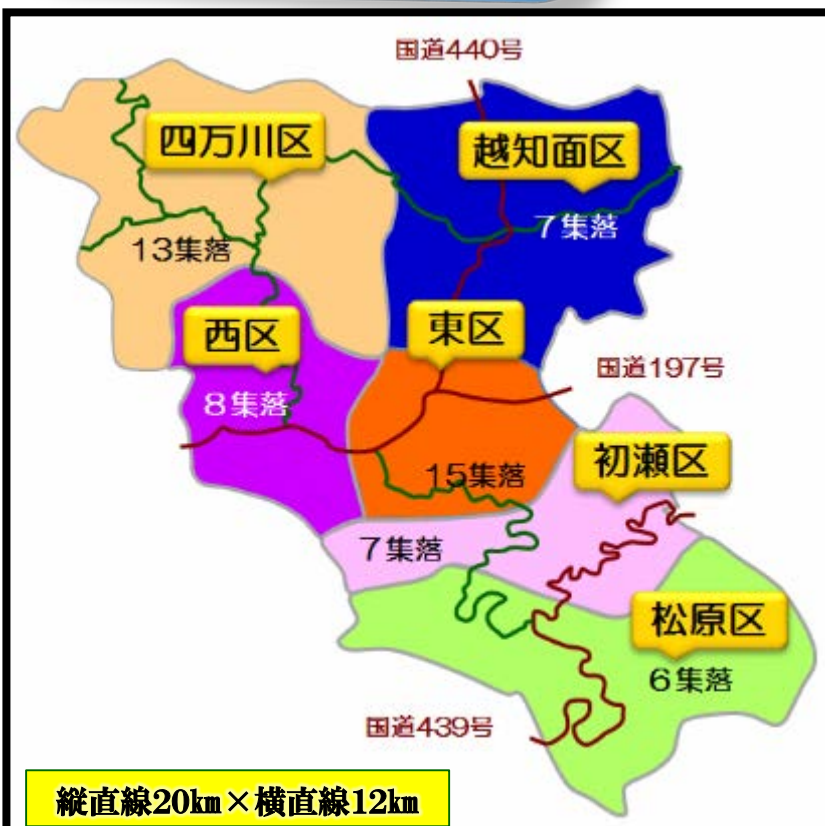
Copyright (C) 2020 Japan Car Sharing Association.  
All rights reserved.

# 1. 高知県梼原町の地域運営組織（集落活動センター）について



- 人口：3,516人（H31年4月末住基）
- 高齢化率43.9%
- 面積：236.45km<sup>2</sup>（内91%が森林）
- 町中心地標高 410m

☆高知県と愛媛県の県境に位置し高知市及び松山市から車で90分の中間点の町



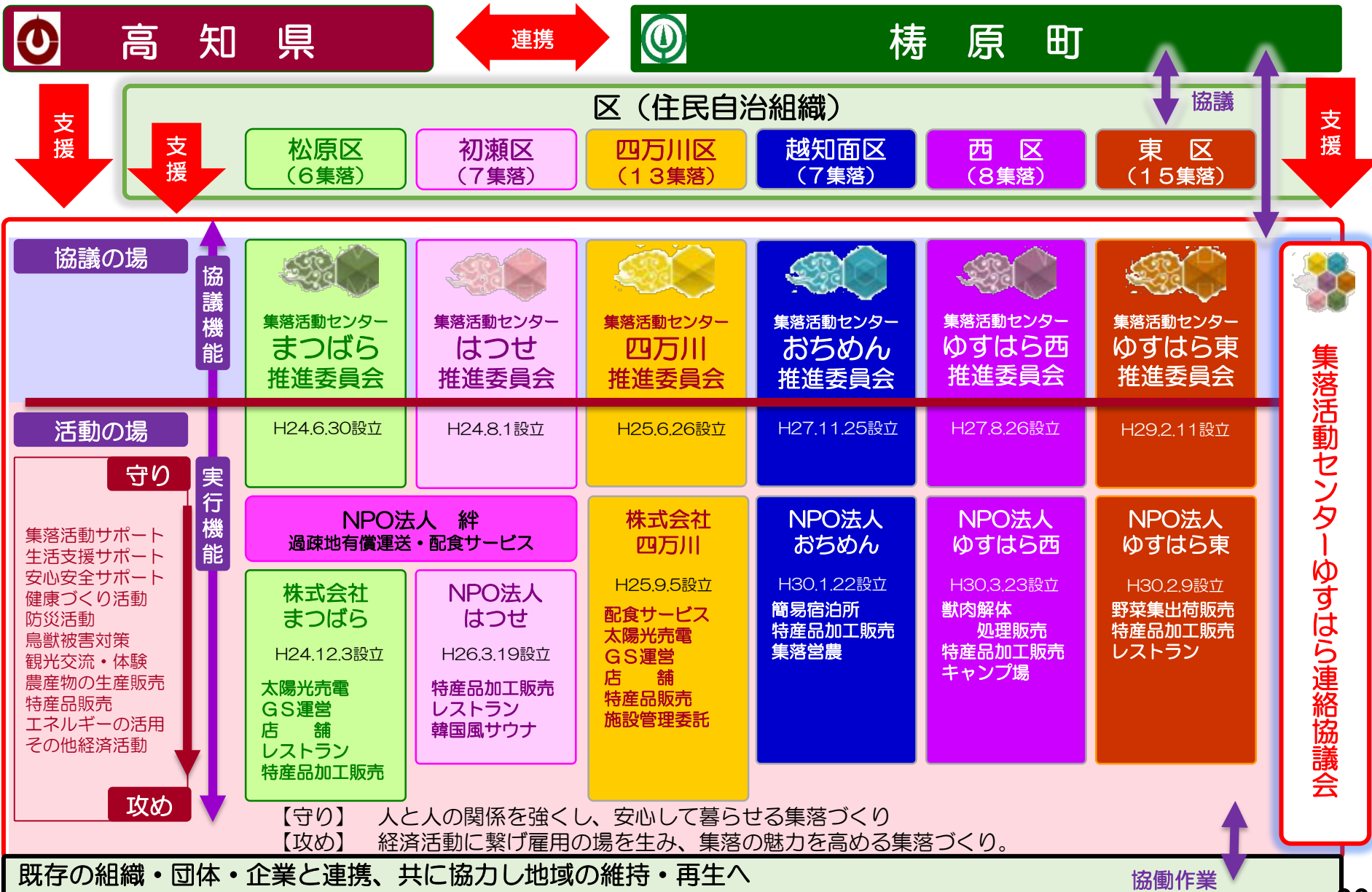
明治に合併した6つの村がそれぞれ区として住民自治組織をつくり支え合って生きている。

その6つの区が、地域で一生過ごすために、地域運営組織（高知県では、集落活動センターという。）を設立し、活発に活動している。

☆状況が悪いのは皆同じだ。だから、自分たちは工夫努力しよう。

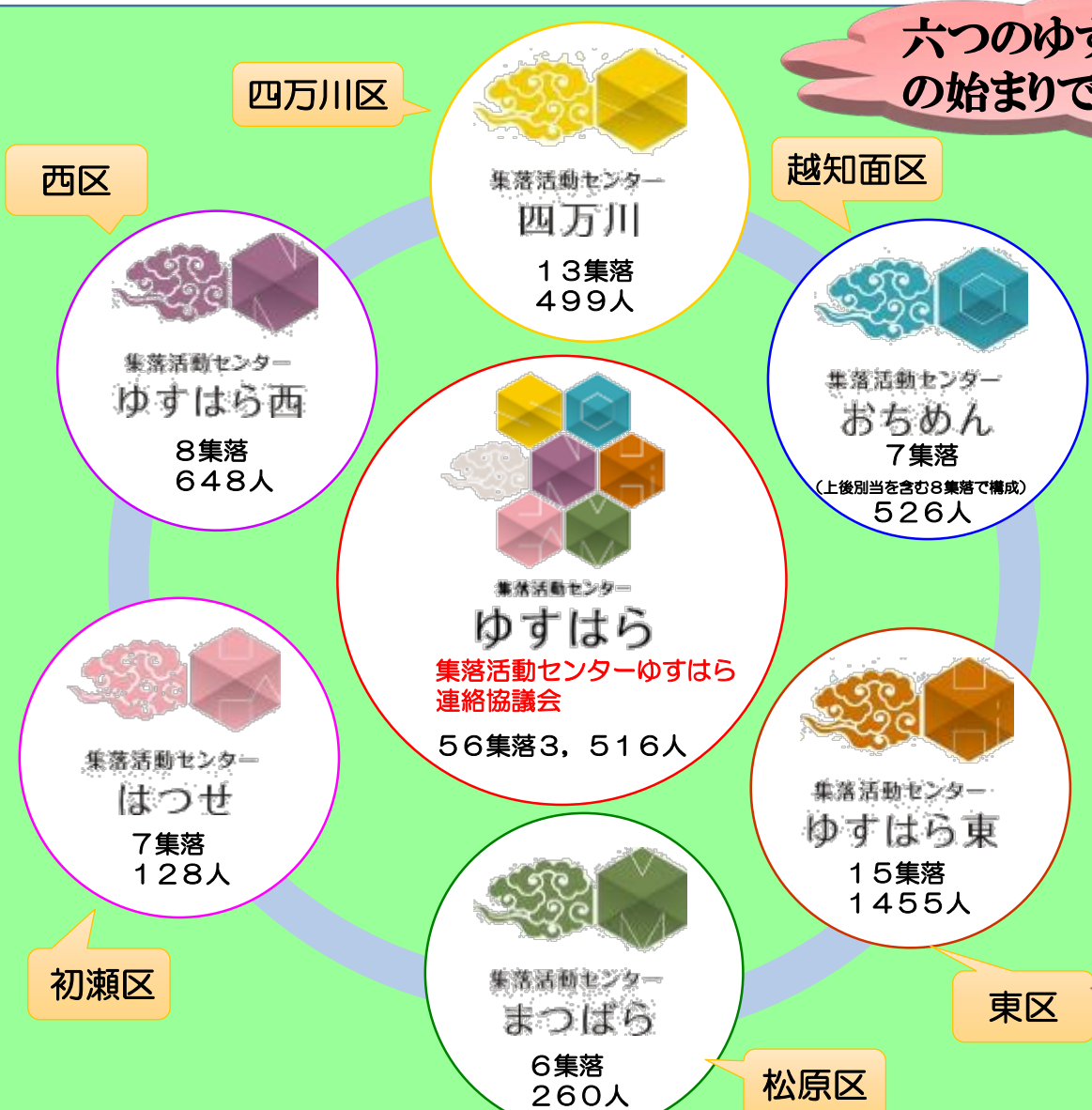
☆自分たちでできることは自分たちでする。

## 2. 本町の集落活動センター運営組織図



### 3. 六つの区が創生総合戦略の生きる仕組みの小さな拠点として、それぞれの物語を描き始め、六つで支え合う連絡協議会を設立

六つのゆすはら物語の始まりです。



町内外の官・民・学と連携する仕組みづくりが成果につながる

#### 4. 「できる事から進める」を合言葉に「まつばら物語」が進む。

- 町中心地より車で40分と遠い
- ガソリンスタンドが消える
- 高齢化率65%と町内トップ

- ガソリンスタンドを経営しよう。
- 食堂、加工販売をやろう。



- ☆話し合いが始まり156日で株式会社「まつばら」を設立。☆法人設立7年目を迎える。
- ☆地域住民一口1万円出資。株主110人、出資金681万円。
- ☆水路を利用して小水力発電設備を整備、売電収入で水路の管理や景観を。

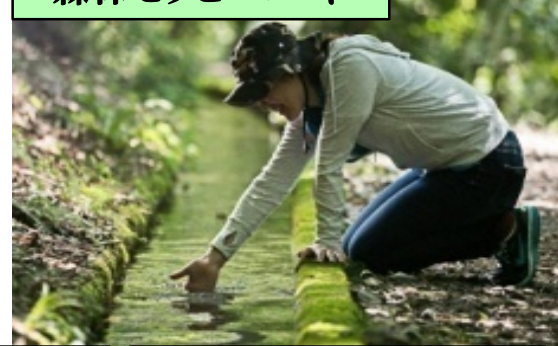
ガソリンスタンド経営H25年1月4日オープン



松原おすそわけ便



森林セラピーロード



女性が動く

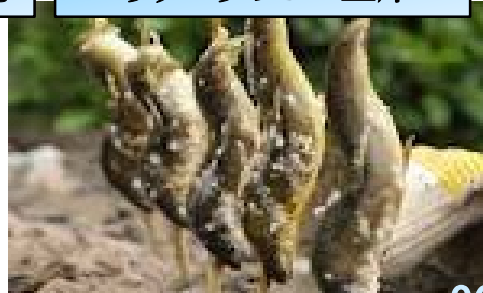
食材加工販売施設(あいの里まつばら)



どぶろく新発売



あゆ・あめごの宝庫



## 5. 次に、「はつせ物語」が進む。

- 区で一番人口が少なく集落が消滅するかもしれない。
- 高齢者が多く移動手段がない

○韓国との交流を生かし、キムチづくりや岩盤・ゲルマニウムのサウナ、レストランをやる。



- ☆話し合いが始まり638日でNPO法人「はつせ」を設立。法人設立5年目を迎える。
- ☆企業の支援により、新商品「雲の上のキムチ」赤、黒、黄の3種類発売。
- ☆レストラン料理人に、初瀬出身のUターン者(50歳女性)雇用

チムジルバン・韓国風レストランH27年3月4日オープン



岩塩・ゲルマニウム サウナ



女性が動く





6. そして、「はつせ」・「まつばら」の二つが協働作業で  
住民の**移動手段の確保**に取り組む。(効率的な事業の広域化)

①**交通手段が不十分の不安に対して「地域住民が動く」**

○松原の中心地までは、町役場よりタクシーで40分、8,000円の乗車賃が必要な地域(松原区の高齢化率65%)

○初瀬は、住家が散在しておりバス停留所まで徒歩では時間を要する。  
(初瀬区高齢化率56%)

**高齢者の移動手段の確保は長年の課題であった。**

○町中心地より一番遠い距離にあり道路整備が遅れている松原区・初瀬区は、区民が**過疎地有償運送(公共交通空白地有償運送)**・**NPO法人「絆」**を2011年4月11日に設立し移動手段の確保を図っている。  
又、2012年6月から食(弁当)の配達も始めた。  
松原から町役場まで、片道代金1,500円、地域内代金300円・登録運転者15名・月約100人利用

弁当は自宅まで  
届けて400円です

**みんなで考える**



行政は8人乗り車を2台無償貸与

平成23年3月には、行政、区長、運送事業者、移動販売事業者、四国運輸局、商工会で構成する「ゆすはらふっとわーく推進協議会」を設置し、安心して生活できる町づくりを進める。

## 7. 次に、「四万川物語」が進む。

- ガソリンスタンドが消える。
- JAの購買所が消える。
- 高齢化率53%と高い。

- ガソリンスタンドを経営しよう
- 「延命茶」を売り出そう
- 「地域住民の暮らしを守る  
地域のための会社」



- ☆話し合いが始まり114日で株式会社「四万川」を設立。☆法人設立6年目を迎える。
- ☆地域住民一口1万円出資。株主175人、出資金800万円。
- ☆四万川出身Uターン者(30歳)雇用。☆延命茶の復活
- ☆配食サービス ☆葬祭場等多目的施設整備 ☆大学インターンシップ受入。

ガソリンスタンド経営、H26年4月26日オープン

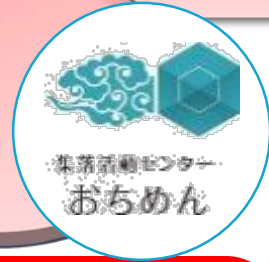
女性が動く



## 8. 次に、「おちめん物語」が進む。

- 小学校が廃校になり、このままではもったいない。
- 伝統文化がまもれない。

- 合宿主体の簡易宿泊所の経営しよう。
- 女性グループがパン屋とカフェ開業しよう。



- ☆話し合いが始まり608日でNPO法人「おちめん」を設立。法人設立1年目を迎える。
- ☆宿泊所(旧小学校改修)H30年5月オープン、30年度延べ1,957人合宿等
- ☆みんなで守る、おちめん営農組合H30年9月設立、本格始動。
- ☆修学旅行等の受け入れに、「炭がま整備」☆新聞配達業務受託県下初

永野いやしの里に「太陽光発電施設」整備。  
・9.2KW

越知面遊友(ゆうゆう)館

カフェくわの実経営H28年6月5日オープン

卒業生の写真など歴史を残す

女性が動く

チームシルクが新商品(焼肉のタレ)発売  
菊芋(健康に良い食品)入りの商品開発に着手。



# 9. 次に、「ゆすはら西物語」が進む。

- 木がシカに襲われ枯れている。
- 田畑がイノシシに荒らされる。

○日本初・ジビエカー(移動式解体処理車)を活用し、ジビエグルメのまちづくりを目指そう



- ☆話し合いが始まり668日でNPO法人「ゆすはら西」を設立。法人設立1年目を迎える。
- ☆集落支援員を2名雇用し、町内外へ営業活動始動。シカ、イノシシ412頭受入。
- ☆有害鳥獣捕獲確認事務受託。☆キャンプ場整備に取り組む。
- ☆梶原高校生がイノシシの革製品にチャレンジし土産品完成11月より販売予定。

捕獲場所の林道にジビエカーが入る。



ジビエグルメのまちづくりを目指す

すぐに機械で吊り上げ解体する。



女性が解体冷凍する。



梶原高校生のジビエ商品化



女性が動く



ジビエ解体処理施設 H30年4月オープン

# 10. 次に、「ゆすはら東物語」が進む。

○急速な高齢化や担い手不足により町中心地の機能が低下している。

- 福祉の館等の福祉施設の管理運営をしよう
- 農産物収集・販売(もったいない)をしよう



☆話し合いが始まり547日でNPO法人「ゆすはら東」を設立。法人設立1年目を迎える。  
☆集落支援員に、移住者雇用。☆大学のフィールドワーク受入。  
☆事務所内に福祉作業所NPO法人栲原竹ぼうきの会の施設も入り共に支え合う。

福祉の館管理運営・高齢者喫茶H30年9月オープン

健康文化の里づくり推進員・特定健診率100%へ



町民の食生活を支える「エプロン会」

女性が動く



龍馬脱藩の道案内